

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 9 月 5 日

分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局
木津川上流河川事務所長 吉田 公則

1. 一般競争に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 木津川上流河川事務所管内空調設備取替作業
数量 1 式 (電子調達システム対象案件)
(2) 調達案件の概要 本業務は、木津川上流河川事務所管内の庁舎の空調設備取替を行う作業である。
(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 6 年 2 月 29 日まで
(4) 履行場所 三重県名張市木屋町 812-1

(5) 入札方法

- ① 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。
② 電報及び郵送による入札は認めない。
③ 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約（以下「不落隨契」という。）に移行する場合がある。詳細は入札説明書による。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は、入札及び競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格等

- (1) 競争参加資格
① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
② 令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」

のC又はD等級に格付けされた近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

- ③ 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和5年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- ⑤ 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- ⑥ 入札説明書及び図書等を下記3（3）の交付方法により、下記3（2）の交付期間に、電子調達システムから自ら直接ダウンロード、または分任支出負担行為担当官から直接交付を受けた入札説明書及び図書等により作成した申請書を下記3（5）の受領期限までに提出した者であること。
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑧ 本店、支店又は営業所が近畿地方整備局管内（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）にあること。
- ⑨ 平成25年度以降に元請として完了（完成）した、下記1）又は2）の要件を満たす作業または工事（以下「同種業務等」という。）の履行実績を有すること。（甲型共同企業体構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）
 - 1) 暖冷房設備の取替作業又は点検整備業務
 - 2) 暖冷房設備の工事
- ⑩ 次の基準を満たす管理技術者を当該業務に配置すること。
 - なお、点検整備業務とは当該設備の機能維持のため、建築保全業務共通仕様書に基づく年点検を実施した業務とし、工事とは当該設備の新設又は修繕工事（室内機及び室外機の据付を含むものに限る。）とする。

1) 管理技術者の資格

機械工学又は電気工学に関する学科を卒業後、高校は5年以上、大学・短大・高専は3年以上の暖冷房設備の点検整備業務又は工事の実務経験を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ①1級または2級管工事施工管理技士の資格を有する者
- ②技術士(総合技術監理部門：機械部門の選択科目)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。又は技術士(機械部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ③暖冷房設備の点検整備業務又は工事に関して合計10年以上の実務経験を有する者。

2) 配置予定管理技術者については、直接的な雇用関係があること。

3) 在席出向者等を配置予定管理技術者として配置する場合は、在席出向等の要件に適合していること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒518-0723

三重県名張市木屋町812-1

近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 総務課

電話 0595-63-1611

(2) 入札説明書及び図書等の交付期間

別表1のとおり。

(3) 入札説明書及び図書等の交付する場所及び方法

電子調達システムにより交付する。(質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。)

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、分任支出負担行為担当官から直接交付を行うので、上記3(1)に問い合わせること。

(4) 電子調達システムのURL

<https://www.geps.go.jp/>

(5) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の受領期限

別表1のとおり。

(6) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の受領期限

別表1のとおり。

(7) 開札の日時及び場所

日時 別表1のとおり。

場所 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 入札室

4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
- ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記3(4)に示すURLに提出しなければならない。
- ② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
- なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
- 競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
- ① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) その他 詳細は入札説明書による。

別表 1

3. (2)	入札説明書及び図書等の交付期間	令和 5年 9月 5日から 令和 5年 9月 22日までの 9時00分から16時00分まで (ただし、最終日は12時00分まで) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
3. (5)	申請書等の受領期限	令和 5年 9月 22日 16時00分
3. (6)	入札書の受領期限	令和 5年 10月 24日 16時00分
3. (7)	開札の日時	令和 5年 10月 25日 13時00分